

計画作成年度	令和 6 年度
計 画 主 体	北海道釧路市

釧路市鳥獣被害防止計画

<連 絡 先>

担 当 部 署 名

所 在 地

電 話 番 号

F A X 番 号

メールアドレス

北海道釧路市産業振興部農林課阿寒農林振興係

北海道釧路市阿寒町中央1丁目4番1号

0 1 5 4 - 6 4 - 6 1 9 2

0 1 5 4 - 6 6 - 2 2 2 3

no-akannourin@city.kushiro.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ・ヒグマ・カラス・タヌキ・キツネ・アライグマ・ミンク トド・アザラシ（捕獲はゴマアザラシ限定）
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	北海道釧路市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
エゾシカ	牧草	164,346 千円	705.32ha
	デントコーン	79,701 千円	158.05ha
	野菜	7,957 千円	3.30ha
	ふき	2,017 千円	2.45ha
	森林	被害は大きい（数値的には不明）	
ヒグマ	牧草	1,118 千円	4.84ha
	デントコーン	6,115 千円	11.06ha
カラス	牧草・デントコーン	14,575 千円	38.04ha
タヌキ・キツネ	調査中	調査中	調査中
アライグマ	調査中	調査中	調査中
ミンク	調査中	調査中	調査中
トド・アザラシ類	漁網・漁獲物	18,644 千円（推定）	—

（2）被害の傾向

【エゾシカ】

エゾシカによる被害は、本市全域に見られ、特に春と秋に多く発生している。釧路市の農業は、酪農が主体で、牧草、デントコーンの被害が特に大きく、山林と隣接する牧草畑、デントコーン畑では、収穫量が半減する場所もあるため、防護柵（金網柵・電気柵）の設置により被害防止を進めているが、防護柵の無いほ場での被害が拡大している。

有害鳥獣としてのエゾシカの捕獲については、近年、3,000頭以上を捕獲している。

釧路市の北部には、雄大な山岳や原始林、湖沼と特別天然記念物「阿寒湖のマリモ」が生息する阿寒摩周国立公園がある。その原始の森へのエゾシカの被害は、100年を超える樹幹の剥皮、若芽の齧り食い等の被害が甚大である。（一財）前田一步園財団では、この森を守るため囲いわなを設置し、令和5年度は132頭を捕獲した。

また、樹幹の剥皮防止のため、ネットを巻く等被害防止対策を実施している。

釧路総合振興局管内市町村においては、エゾシカの有害捕獲の推進に力を入れており、道東地区の令和5年度のエゾシカ生息数は31万頭（道推計）であり、一時期に比べ減少傾向にあるが、農林業被害の減少までには至っていない。

最近では、狩猟区域外である住宅街や公園での出没が増加しており、生息域が拡大している。

【ヒグマ】

ヒグマは釧路・阿寒・音別各地区から目撃等の情報が数多く寄せられている。ヒグマによる被害は、山林やそこに隣接する人家及び農地に見られ、デントコーンの食害が年々増加している。

これまで、各地区の猟友会と連携しながら、人家周辺及び農地付近で被害の発生またはそれに類する状況で、箱わなの設置及び猟友会の出動をもって有害捕獲に取り組んでいる。

【カラス】

カラスによる被害は、デントコーンの播種時の種子の食害、発芽時の抜取り、牛舎へ侵入して餌の盗食、糞の排泄そして乳牛の乳房、陰部等への損傷がある。

【タヌキ・キツネ・アライグマ】

タヌキ・キツネ・アライグマによる被害は、盗食や糞便等の排泄により、牛・馬等の成育に影響が出ることが懸念されている。

【ミンク】

ミンクによる被害は、家畜・養殖魚等の捕食の危険性、寄生虫の持ち込み等で養魚・養鶏への被害が懸念される。

【トド・アザラシ類】

トド・アザラシ類の被害は、主に刺網漁業や定置網漁業等において漁獲物に対する食害や設置中の漁具の破損等がある。近年、全道的な個体数の増加に伴い被害が拡大しているが、痕跡を残さない食害といった把握困難な被害もあり、漁業活動への影響は更に深刻である。

(3) 被害の軽減目標

指標（被害面積・被害金額）	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
エゾシカ	869.12ha ・ 254,021 千円	608.38ha ・ 177,815 千円
ヒグマ	15.90ha ・ 7,233 千円	11.13ha ・ 5,063 千円
カラス	38.04ha ・ 14,575 千円	26.63ha ・ 10,203 千円
タヌキ・キツネ	調査中	毎年度比 10%減
アライグマ	調査中	毎年度比 10%減
ミンク	調査中	毎年度比 10%減
トド・アザラシ類	— ・ 18,644 千円	— ・ 13,051 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止策	課 題
捕獲等に関する取組	エゾシカについては、釧路地域の2猟友会支部と連携して捕獲体制を構築してきた。捕獲手段に関しては、銃器（ライフル・散弾銃）・わなを用いて有害捕獲を行ってきた。捕獲鳥獣の処理方法は、捕獲後、廃棄物として適正処理、ゴミ処理場で焼却、一部食肉加工所（民間）にて食肉として利活用している。 カラスについても、釧路地域の猟友会支部と連携して捕獲体制を構築しており、銃器（散弾銃・空気銃）箱わなで行ってきた。 ヒグマについては、平成21年4月に釧路市ヒグマ被害防止対策実施規則及びヒグマ対策の手引き（ヒグマ対応マニュアル）を制定し、捕獲等の体制を構築してきた。 トド・アザラシ類については、漁場で確認された個体の追い払いを実施している。	エゾシカの捕獲に対する奨励金を市が負担しているが、財政状況の厳しい中、負担は小さい。一方で銃器・残滓処理費用等の経費を考えると、1頭当たりの奨励金は十分ではないとの意見もあり、平成25年度から国や道の支援制度を活用している。 最近では、市街地や公園、道路横断など捕獲が困難な場所に出没する傾向が高まっている。 また、カラスについても同様であるが、狩猟者の高齢化に伴って捕獲の担い手の育成を促進していくことが課題である。 ヒグマについて、捕獲等のヒグマ被害防止措置業務を委託しているが、財政状況の厳しい中、負担が大きく、また委託業務従事者の高齢化と相まって、より現状に即した体制の確立が必要と考える。 トド・アザラシ類に対しては、現状の方法では被害軽減に至っていないことから、銃器による捕獲や強化網の導入等、より有効な被害軽減策の検討と被害防止に係る体制整備が必要である。

防護柵の設置等に関する取組	大型法人や被害の大きい農家では、自力による防護柵の設置により被害防止に努めており、令和4年度からは、被害の大きいほ場を対象に侵入防止柵の設置事業により金網柵を設置して被害防止を進めている。	エゾシカ生息の減少が進まないことやヒグマの出没が増加しており、防護柵の無い圃場への被害が増加しているため、継続した取組が必要である。また、防護柵の定期的な維持補修により、その機能が十分発揮されるよう努める必要がある。
生息環境管理その他の取組		

(5) 今後の取組方針

釧路市における令和5年度のエゾシカによる被害額は254,021千円、被害面積は869.12haとなっている。

これまで釧路市では、エゾシカについて防護柵の設置、猟友会と連携して捕獲中心の被害軽減策を取ってきたが、依然として農林業被害は高い水準にあるほか、市街地への出没も増加しており、生息数の減少が被害の減少に繋がるものと考えことから、北海道とも連携し、更なる個体数の減少に向けた捕獲に取り組むこととしているが、狩猟者の高齢化に伴い担い手不足が予想されるため、捕獲技術の向上に向けた取組等も進め、捕獲したエゾシカは民間の食肉加工所において食肉として有効活用する。

また、近年、飼料価格の高騰により自給飼料の確保が農業経営上重要なことから、デントコーンの作付面積が増加しており、牧草・デントコーンなどの飼料用作物のほか白菜・キャベツ等の露地栽培作物にもエゾシカによる食害が依然として大きいことから、その対策として金網柵や電気柵（移設利用）の設置により被害防除を図る。

ヒグマについては、人、家畜、農林水産物等に被害を与える恐れがある場合は、住民周知や追い払い、誘因物の除去等によって被害防除を行う。また、被害が発生またはそれに類する状況で捕獲等を実施する。

カラス、タヌキ、キツネ、アライグマ、ミンクについては、箱わな等による捕獲のほか防鳥ネットの整備や地域に適した防除技術等の導入を検討し、農業被害の拡大防止、被害の減少を図っていく。

トド・アザラシ類については、現在捕獲は行っていないが、近年の被害急増を受け、強化網や忌避音発生装置の設置等被害軽減策のほか、銃器による威嚇や捕獲の実施を検討中である。しかし、被害の実態が不明な点が多く、捕獲体制等も未整備であるため、個体数測定や被害状況の把握を優先的に実施し、最も有効な手段の検討に努める。また、トド・アザラシ類は広域回避を行うため、沿岸近隣市町村、釧路総合振興局等とも連携して被害防止対策を図る。

また、捕獲した野生鳥獣の生息分布を把握することを目的として、ICT機器やGIS等も活用した正確な位置情報の推進を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

エゾシカ・カラス	北海道猟友会釧路支部 北海道猟友会釧路支部 阿寒部会 北海道猟友会釧路支部 徹別部会 北海道猟友会釧路支部 阿寒湖畔部会 北海道猟友会白糠郡支部 音別部会	農林業者等からの依頼を受けて、各地区で結成された捕獲実施隊（捕獲班）が有害鳥獣の捕獲を行う。
ヒグマ	同 上	ヒグマ被害防止措置業務を委託し、釧路地区、阿寒地区、音別地区の各地区ヒグマ対策連絡会議及び各地区ヒグマ対策本部の決定により警戒活動等及び捕獲等を行う。

タヌキ・キツネ・アライグマ・ミンク	同 上	市農業農村経営生産推進会議と連携のもと、必要に応じて捕獲資材（箱わな、囲いわな等）を導入し、関係各所の協力を得て捕獲を行う。
トド・アザラシ類	釧路市漁業協同組合 刺網部会 釧路市東部漁業協同組合 刺網部会、定置網部会	被害内容の状況に応じて漁業者（猟銃所持者）が威嚇活動や捕獲を行う。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和７年度	エゾシカ・カラス	農業関係者等との連携強化に努めエゾシカやカラス等の生息域の拡大や農業被害の防止に取り組む。また、狩猟者の担い手対策を図るため、一層の普及活動に取り組む。
	ヒグマ	猟友会等の関係機関との連携強化に取り組む。
	タヌキ・キツネ・アライグマ・ミンク	被害報告から捕獲活動まで一連の捕獲体制を整備し、関係団体等との連携強化を図る。
	トド・アザラシ類	被害報告から捕獲活動まで一連の捕獲体制を整備し、関係団体等との連携強化を図る。
令和８年度	エゾシカ・カラス	農業関係者等との連携強化に努めエゾシカやカラス等の生息域の拡大や農業被害の防止に取り組む。また、狩猟者の担い手対策を図るため、一層の普及活動に取り組む。
	ヒグマ	猟友会等の関係機関との連携強化に取り組む。
	タヌキ・キツネ・アライグマ・ミンク	被害報告から捕獲活動まで一連の捕獲体制を整備し、関係団体等との連携強化を図る。
	トド・アザラシ類	被害報告から捕獲活動まで一連の捕獲体制を整備し、関係団体等との連携強化を図る。
令和９年度	エゾシカ・カラス	農業関係者等との連携強化に努めエゾシカやカラス等の生息域の拡大や農業被害の防止に取り組む。また、狩猟者の担い手対策を図るため、一層の普及活動に取り組む。
	ヒグマ	猟友会等の関係機関との連携強化に取り組む。
	タヌキ・キツネ・アライグマ・ミンク	被害報告から捕獲活動まで一連の捕獲体制を整備し、関係団体等との連携強化を図る。
	トド・アザラシ類	被害報告から捕獲活動まで一連の捕獲体制を整備し、関係団体等との連携強化を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

釧路市が属する北海道東部地域ではエゾシカが異常繁殖し、農林業に多大な被害を及ぼしている。農業被害の有害捕獲は、依頼状況及び前年度実績を勘案し、捕獲計画頭数を決定する。

エゾシカの越冬地となっている阿寒摩周国立公園内はエゾシカが多く集まり被害が甚大であることから、阿寒湖温泉地区の（一財）前田一步園財団所有地で囲いわなによる生態捕獲を実施する。

また、越冬地となっている国有林においても捕獲隊を組織しエゾシカの一斉捕獲を行う。

カラスは学習能力の高い鳥獣で一定的な捕獲が困難である。被害状況が食害だけでなく乳牛の損傷等の悪質な被害も発生し、また病原菌（サルモネラ、鳥インフルエンザ等）の飛散も懸念されるので、銃器による捕獲と、既に設置の箱わなによる捕獲を行う。

ヒグマについては、人、家畜、農林水産物等への被害の発生またはそれに類する状況で捕獲等を実施するため、捕獲計画数は定めない。

タヌキ、キツネ、アライグマ及びミンクは、被害金額自体は近年報告されていないものの、牛舎、畜養池等周辺での徘徊や糞尿による環境悪化が懸念されており、出没個体数に応じた捕獲を行う。

トドは、北海道連合海区漁業調整委員会が定める採捕計画数とし、アザラシ類については、漁業被害の実態に即した捕獲を行うため、捕獲数は定めない。

対象鳥獣	捕獲計画数		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ	3, 580	3, 580	3, 580
カラス	700	700	700

捕獲等の取組内容

エゾシカについては、年間を通じて積極的に有害捕獲を行う。阿寒湖温泉地区での生体捕獲は冬期間に行う。

カラスは、年間を通じ有害駆除として捕獲を行う。また、家畜舎に防鳥ネット等の設置を促す。

タヌキ、キツネ、アライグマ、ミンクについては、農業被害報告に応じて、箱わな等で捕獲を行う。

アザラシ類は、漁業被害報告に応じて、銃器等による威嚇活動・捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

エゾシカは体格が大きく、また、警戒心が強いいため射撃距離が長く、殺傷力のあるライフル銃による捕獲活動が必要であり、安全面に配慮したうえで釧路市全域を対象とする有害駆除を実施する。

(4) 許可権限委任事項

対象地域	対象鳥獣
釧路市一円	タヌキ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容					
	令和7年度		令和8年度		令和9年度	
エゾシカ	金網柵	20,000m	金網柵	20,000m	金網柵	20,000m
	電気柵	10,000m	電気柵	10,000m	電気柵	10,000m
トド・アザラシ類	強化網等の試験導入					

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ	協議会と受益者との連携による適正な管理	協議会と受益者との連携による適正な管理	協議会と受益者との連携による適正な管理
トド・アザラシ類	—	—	—

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

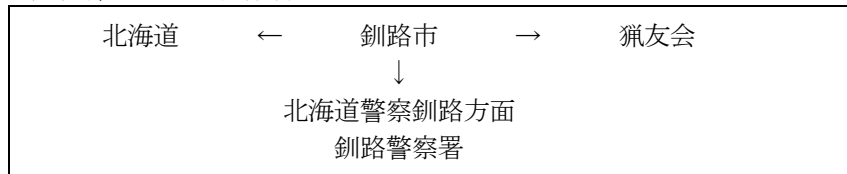
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	エゾシカ・カラス・タヌキ・キツネ・アライグマ・ミンク	地域において、地域懇談会、現地研修会、講演会等の普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に追い払い活動、防鳥ネット整備等を行えるような体制整備の確立を目指す。
	ヒグマ	住民周知体制の強化を図る。
	トド・アザラシ類	近隣市町村や釧路総合振興局との連携を強化し、広域的な被害軽減策に取り組む。
令和8年度	エゾシカ・カラス・タヌキ・キツネ・アライグマ・ミンク	地域において、地域懇談会、現地研修会、講演会等の普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に追い払い活動、防鳥ネット整備等を行えるような体制整備の確立を目指す。
	ヒグマ	住民周知体制の強化を図る。
	トド・アザラシ類	近隣市町村や釧路総合振興局との連携を強化し、広域的な被害軽減策に取り組む。
令和9年度	エゾシカ・カラス・タヌキ・キツネ・アライグマ・ミンク	地域において、地域懇談会、現地研修会、講演会等の普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に追い払い活動、防鳥ネット整備等を行えるような体制整備の確立を目指す。
	ヒグマ	住民周知体制の強化を図る。
	トド・アザラシ類	近隣市町村や釧路総合振興局との連携を強化し、広域的な被害軽減策に取り組む。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

被害防止対策協議会の名称	釧路地区ヒグマ対策連絡会議・釧路地区ヒグマ対策本部 阿寒地区ヒグマ対策連絡会議・阿寒地区ヒグマ対策本部 音別地区ヒグマ対策連絡会議・音別地区ヒグマ対策本部
構成機関の名称	役 割
釧路市	事務局を担当、連絡会議及び対策本部の連絡調整、情報収集及び被害調査、誘因物等の除去指導、住民周知と安全確保、被害防止措置の実施協力を行う。
北海道	鳥獣被害に関する調査、情報提供及び広域的な調整と捕獲許可等を行う。
北海道警察釧路方面 釧路警察署	住民周知と安全の確保を行う。
北海道猟友会釧路支部 北海道猟友会白糠郡支部	被害防止措置の実施を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、捕獲後廃棄物として適正処理し、ゴミ処理場で焼却処分する。 トド・アザラシ類は、捕獲後、研究機関への検体提供を行う。
--

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	エゾシカはジビエとして食肉加工所（民間）において利活用を図る。 なお、（一財）前田一步園財団の生体捕獲は、民間の一時養鹿施設から食肉流通を図る。
ペットフード	エゾシカはジビエとしてペットフード加工所（民間）において利活用を図る。
皮革	鹿皮等の利用については、猟友会での活発な議論を期待したい。
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	

(2) 処理加工施設の取組

本市には、民間企業が運営する食肉加工所があることから、捕獲したエゾシカの有効活用を積極的に推進する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成

民間企業が運営する食肉加工所では、国の支援事業を活用して、新規雇用の従業員及びこれから雇用契約をする従業員に対して、衛生的な処理や解体技術の実習等の研修による人材育成を進める。

9. 被害防止策の実施体制に関する事項

（エゾシカ・カラス・タヌキ・キツネ・アライグマ・ミンク）

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	釧路市農業農村経営生産推進会議
構成機関の名称	役 割
釧路市	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整及び立案を行う。
阿寒農業協同組合 釧路丹頂農業協同組合	各農家からの被害状況取りまとめ及び営農指導、情報提供等を行う。
釧路市農業委員会 釧路農業改良普及センター釧路中西部支所 釧路家畜衛生保健所 NOSAI 北海道ひがし統括センター 釧路西部支所	営農指導、情報提供等を行う。
阿寒酪農振興会 阿寒野菜組合 阿寒馬事振興会 他 9 団体	農業者の見地から情報提供、対策検討を行う。

くしろ西森林組合 弟子屈町森林組合阿寒事務所 (一財) 前田一步園財団	森林のエゾシカ被害等の情報提供を行う。
---	---------------------

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
北海道	鳥獣被害防止に関する情報提供、広域的な調整を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

釧路市は被害対策実施隊を設置（平成 24 年）、実施隊員 1 1 7 名（令和 6 年度）を委嘱し、地区割班編成によるエゾシカ捕獲を実施する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

農林産物の被害は恒常的に発生しており、釧路市農業農村経営生産推進会議幹事会（事務担当レベル）において検討する。

(ヒグマ)

(1) 被害防止施策の実施体制に関する事項

被害防止対策協議会の名称	釧路地区ヒグマ対策連絡会議・釧路地区ヒグマ対策本部 阿寒地区ヒグマ対策連絡会議・阿寒地区ヒグマ対策本部 音別地区ヒグマ対策連絡会議・音別地区ヒグマ対策本部
構成機関の名称	役 割
釧路市	事務局を担当、連絡会議及び対策本部の連絡調整、情報収集及び被害調査、誘因物等の除去指導、住民周知と安全確保、被害防止措置の実施協力を行う。
北海道	鳥獣被害に関する調査、情報提供及び広域的な調整と捕獲許可等を行う。
北海道警察釧路方面	住民周知と安全の確保を行う。
北海道猟友会釧路支部 北海道猟友会白糠郡支部	被害防止措置の実施を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
環境省釧路湿原自然保護官事務所 環境省阿寒摩周国立公園管理事務所阿寒湖管理官事務所 林野庁北海道森林管理局根釧西部森林管理署 一般財団法人 前田一步園財団 有限会社 前田一步園林業	野生鳥獣の生態及び鳥獣被害に関する調査、研究に関する情報提供。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当無し

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当無し

(トド・アザラシ類)

(1) 被害防止施策の実施体制に関する事項

被害防止対策協議会の名称	設立協議中
構成機関の名称	役 割
釧路市漁業協同組合 (代表) 釧路市東部漁業協同組合	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整を行う。 漁業者からの海獣被害状況取りまとめ及び情報提供を行う。
釧路市	関係機関等との連絡調整を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
北海道	近隣市町村との調整及び海獣被害対策に係る情報提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当無し

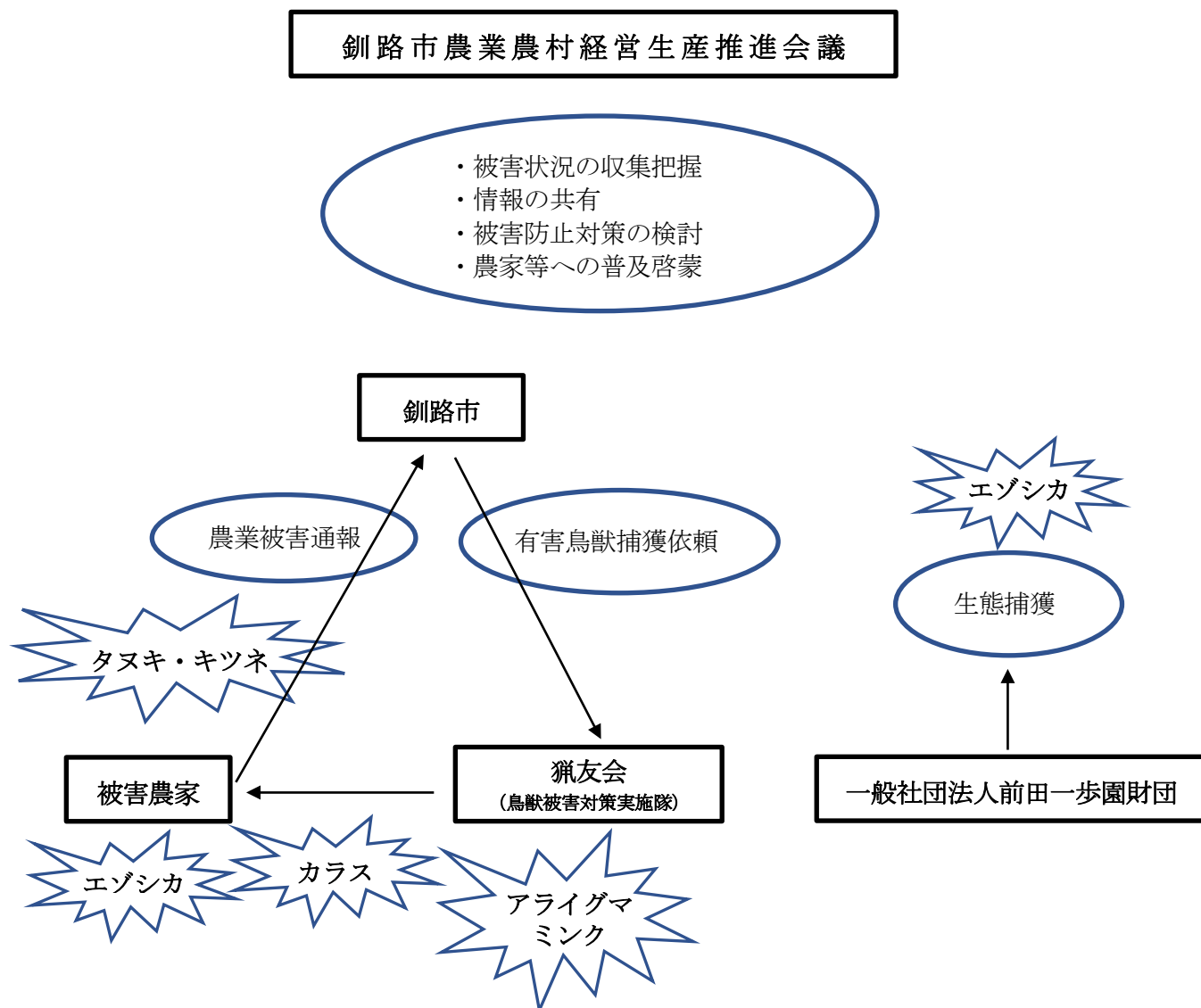
(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当無し

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農林水産業被害対策としての有害鳥獣の捕獲では、野生動物の保護等自然環境面での問題等、意見の相違が見られる。関係機関や地域住民等、相互理解のもと尊重しながら柔軟に取り組むこととする。
--

添付資料： 11. 被害防止策の実施体制に関する事項
(エゾシカ・カラス・タヌキ・キツネ・アライグマ・ミンク)



<被害対策推進会議構成>

- ・釧路市農林課
- ・釧路丹頂農業協同組合
- ・阿寒農業協同組合
- ・釧路市農業委員会
- ・NOSAI 北海道ひがし統括センター
- ・釧路農業改良普及センター
- ・釧路家畜保健衛生所
- ・くしろ西森林組合
- ・弟子屈町森林組合阿寒事務所
- ・一般財団法人前田一步園財団
- ・北泉開発株式会社
- ・各農業者団体

<協力団体>

- ・北海道猟友会釧路支部
- ・北海道猟友会釧路支部 阿寒部会
- ・北海道猟友会釧路支部 徹別部会
- ・北海道猟友会釧路支部 阿寒湖畔部会
- ・北海道猟友会白糠郡支部 音別部会
- ・特定非営利活動法人 エゾシカ会

※ カラス・キツネ・タヌキ・アライグマ・ミンクについては、音別・阿寒行政センター市民課も係わる。

ヒグマ対策の会議等

（1）釧路市地区合同ヒグマ対策連絡会議

関係機関との情報交換やヒグマ対策のあり方を検討するため、開催する。（平常時開催）
（平常時開催）

（2）（釧路・阿寒・音別）地区ヒグマ対策連絡会議

ヒグマが出没し、被害発生もしくは発生の恐れがある場合、開催する。
（緊急時開催）

（3）（釧路・阿寒・音別）地区ヒグマ対策本部

ヒグマが出没し、捕獲等の対策を講じる場合、設置する。
（緊急時開催）

（1）釧路市地区合同ヒグマ対策連絡会議

釧路市地区合同ヒグマ対策連絡会議は、平常時において少なくとも年1回開催するものとし、釧路・阿寒・音別の各地区及び関係機関の情報交換やヒグマ対策のあり方の検討を行う。

- ・釧路市地区合同ヒグマ対策連絡会議構成機関

釧路市地区合同ヒグマ対策連絡会議等構成一覧のとおり

（2）（釧路・阿寒・音別）地区ヒグマ対策連絡会議

地区ヒグマ対策連絡会議は、ヒグマが出没し、被害発生もしくは発生の恐れがある場合に、釧路市が設置する。

- ・釧路地区ヒグマ対策連絡会議構成機関
- ・阿寒地区ヒグマ対策連絡会議構成機関
- ・音別地区ヒグマ対策連絡会議構成機関

釧路市地区合同ヒグマ対策連絡会議等構成一覧のとおり

（3）（釧路・阿寒・音別）地区ヒグマ対策本部

地区ヒグマ対策本部は、捕獲等の対策を講じる必要がある場合に設置し、対応方針を迅速かつ機動的に決定、実施する。

- ・釧路地区ヒグマ対策本部構成機関
- ・阿寒地区ヒグマ対策本部構成機関
- ・音別地区ヒグマ対策本部構成機関

釧路地区合同ヒグマ対策連絡会議等構成一覧のとおり

釧路市地区合同ヒグマ対策連絡会議等構成一覧

平常時開催 ●座長 ○事務局 ○構成員			緊急時開催 ●座長、地区対策本部長 ○事務局 ○構成員		
釧路市地区合同 ヒグマ対策連絡会議			釧路地区ヒグマ対策連絡会議・釧路地区ヒグマ対策本部	阿寒地区ヒグマ対策連絡会議・阿寒地区ヒグマ対策本部	音別地区ヒグマ対策連絡会議・音別地区ヒグマ対策本部
組織の 構成員	北海道釧路総合振興局 環境生活課	○	○	○	○
	北海道警察釧路方面釧路警察署地域課（阿寒駐在所・徹別駐在所・阿寒湖畔駐在所・音別駐在所）	○	○	○（地区により阿寒・徹別・阿寒湖畔の各駐在所）	○ （音別駐在所）
	北海道猟友会釧路支部（阿寒部会・徹別部会・阿寒湖畔部会）	○	○	○（地区により阿寒・徹別・阿寒湖畔の各部会）	—
	北海道猟友会白糠郡支部（音別部会）	○	—	—	○
	釧路市市民環境部長	●	●	—	—
	釧路市阿寒町行政センター長	○	—	●	—
	釧路市音別町行政センター長	○	—	—	●
	釧路市環境保全課	◎	◎	—	—
	釧路市阿寒町行政センター市民課	○	—	◎	—
	釧路市音別町行政センター市民課	○	—	—	◎
	釧路市阿寒町行政センター阿寒湖温泉支所	○	—	必要に応じ、協力を要請する。	—
	釧路市阿寒観光振興課	○	—		—
	釧路市農林課	○	必要に応じ、協力を要請する。		
協力要請機関・団体	環境省釧路湿原自然保護官事務所	○	必要に応じ、左記の機関・団体などに協力要請する。		
	環境省阿寒摩周国立公園管理事務所阿寒湖管理官事務所	○			
	北海道立総合研究機構産業技術環境研究本部エネルギー・環境・地質研究所自然環境部道東地区野生生物室	○			
	林野庁北海道森林管理局根釧西部森林管理署（飽別・雄別・阿寒湖畔森林事務所）	○			
	一般財団法人前田一步園財団	○			
	有限会社前田一步園林業	○			
	釧路市動物園	○			

